

2018年3月28日

各 位

会 社 名	サカタインクス株式会社
代表者名	代表取締役 社長執行役員 森田 耕太郎
(コード番号	4633 東証第一部)
問合せ先	広報・IR室長 粕谷 理
電話番号	03-5689-6601

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、2018年3月28日の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を下記のとおり一部改訂することを決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、改訂箇所につきましては下線で示しております。

記

内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、当社グループが果たすべき社会的責任を遂行する上で、有効な内部統制システムが不可欠であると認識し、内部統制システムの構築・運用を最重要課題と位置付け、以下の体制を整備するものとする。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社を取り巻くステークホルダーとの良好な関係の構築を常に意識し、社会から信頼され、必要とされる企業として持続的に成長していくために、株主総会、取締役（会）、監査役（会）、執行役員及び会計監査人からなる、適正なコーポレートガバナンスの確立を目指すものとする。
- (2) 当社では、取締役会を定期的に開催し、経営上の重要事項の審議及び業務報告等を行う。
また、重要事項の審議にあたっては、代表取締役 社長執行役員の諮問機関である経営審議会を機動的に開催し、適法性、効率性の観点から事前に十分に検討する。
- (3) 代表取締役 社長執行役員を委員長とするCSR委員会の下部組織であるリスク・コンプライアンス委員会において、社内におけるコンプライアンスプログラムを策定し、推進する。
- (4) 監査役は前述の委員会を含む、社内の重要会議に出席し、取締役の職務の執行状況を監査し、必要に応じ助言・勧告を行う。
- (5) 経営上の重要なテーマについては、適宜委員会等を組織し、適正かつ効率的に取り組む。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 各種議事録、稟議書等取締役の職務の執行に係る文書については、「文書管理規程」に基づき作成し、管理する。
- (2) 取締役、監査役、内部監査部門はこれらの文書を必要に応じ、閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 会社の損失の危険に関しての基本方針を「リスク管理規程」として定める。
- (2) 会社の各種リスクを横断的に統括・管理する組織体制を構築する。
- (3) その他災害、財務、法務、品質等、各種リスクに応じて規程を整備し、管理体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役員制度を導入し、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離し、経営の合理化・効率化とともに、業務執行責任の明確化を図る。
- (2) 経営計画の策定、予算制度、組織の整備、人事制度、その他コンピュータシステムの活用等を通じて経営の効率的な管理に努める。
- (3) 「職務権限規程」、「稟議規程」等において、職務の分掌と権限の付与について整備する。
- (4) 内部監査部門による監査を通じて業務の状況を把握し、必要に応じて改善を図る。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 代表取締役 社長執行役員を委員長とするCSR委員会の下部組織であるリスク・コンプライアンス委員会において、倫理行動基準の制定、規程・マニュアルの整備、従業員への教育・啓蒙活動等、コンプライアンスプログラムの推進を図る。
- (2) 内部通報制度として、インクス・ヘルプラインを設置する。
- (3) コンプライアンスに関する専任部署を設置し、日常のコンプライアンスリスクの低減に努める。

6. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 内部統制システムの整備に関する当社の諸施策を当社グループ全体で実行させるべく、「関係会社管理規程」を整備し、当社グループ各社に対する管理責任を明確にするとともに、グループ各社の経営状況を的確に把握し、その指導育成を図る。
- (2) 「関係会社管理規程」に基づき選任される管理責任者又は事務担当部門によるヒアリング、役職員の派遣、当社内部監査部門による内部監査、当社監査役による監査の実施等を通じ、当社グループ各社の取締役・使用人等が、適宜当該グループ各社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社へ報告できるよう、グループ会社間の適切な情報伝達体制を構築する。
- (3) 当社は、当社グループ全体を対象とした経営計画を策定し、当該経営計画を具体化するため、事業年度ごとの当社グループ全体の重要経営目標等を定め、当該経営計画に定められた各戦略課題の実現に努める。
- (4) リスク・コンプライアンス委員会において、当社グループ全体のリスクの把握、管理及びコンプライアンスの徹底並びに法令違反行為、不正行為の監視等を行う。
- (5) その他、当社は、当社グループ各社に対する当社に準じた規程の整備の指示、国内子会社役職員が利用できる「インクス・ヘルプライン」の設置、当社取締役会等における当社グループ各社の経営上の重要事項の決定の把握、管理など、当社グループ全体の業務の適正の確保に努める。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- (1) 監査役は、効率的な監査の実施を目的として、内部監査部門等と緊密な関係を保ち、また必要に応じて内部監査部門等に対し調査を求めることができる。
- (2) 監査役から監査役スタッフの配置を求められた場合は、監査役と協議の上、監査役の職務執行に必要な人員を確保するよう努める。

8. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役の求めに応じて内部監査部門等が実施する調査については、取締役の指揮命令を受けないものとする。

- (2) 監査役スタッフを配置した場合、当該スタッフは監査役の指揮命令に従うこととし、当該スタッフの異動、人事評価、懲戒等については、事前に監査役の承諾を得た上で実施する。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当社の子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役会へ報告するための体制

- (1) 監査役は社内の重要会議に出席すると共に、職務の必要に応じて当社及び当社グループ各社の取締役、監査役又は使用人等からいつでも意見の聴取をすることができる。
- (2) 次の事項については、当社及び当社グループ各社の取締役・使用人等は速やかに監査役へ報告しなければならない。
- ①当社又は当社グループに著しい損害を生じるおそれのある事項
- ②その他あらかじめ監査役と協議して定めた事項
- (3) 当社監査役及び当社グループ各社の各監査役によるグループ監査役連絡会を開催し、当社グループ各社の監査役が当社の監査役へ報告する体制を構築する。

10. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社は、監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として当社又は当社グループ各社において不利な取り扱いを受けることを禁止する。

11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、監査役からの求めに応じ、社内規程に基づき、監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還並びに債務の処理を行う。

12. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役と代表取締役 社長執行役員との間で定期的な会合を開催し、必要な意見交換を行うものとする。

13. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- (1) 当社は、「サカティンクス株式会社 倫理行動基準」に基づき、反社会的な勢力や不当な圧力に対しては、安易に屈することなく毅然と対応し、また、反社会的勢力等からの不当な要求を決して受け入れずこれを排除する。さらに、外部の専門機関と連携の上、反社会的勢力に関する情報の収集を行い、組織的に対応する。

以 上